

平成29年3月12日施行 道路交通法一部改正

準中型免許が 新設されます!

■ 車両総重量7.5トン未満の「準中型自動車」を運転できます

■ 18歳から取得できます

■ 新規の普通免許で運転できる自動車は限定されます

■ 従前の普通免許で運転できる自動車は変わりません

■ 平成29年3月12日施行の道路交通法一部改正により、運転免許制度が改正され、現行の普通免許よりも運転できる自動車の範囲が広い「準中型免許」が新設されます。

■ このチラシでは、各免許で運転できる自動車の範囲や、各免許の受験資格など、新たな運転免許制度について、わかりやすく解説しています。これから免許を取得する人はもちろん、現在、免許をもっている人も一部改正の内容をしっかりと理解しておきましょう。

紫波交通事故防止事業主会
紫波警察署

1 「準中型免許」が新設され、18歳から運転できる自動車の範囲が広がります



新設される「準中型免許」は、**車両総重量7.5トン未満**を運転可能

- 現行の普通免許では車両総重量5トン未満・最大積載量3トン未満の自動車を運転できますが、「準中型免許」は、**車両総重量7.5トン未満・最大積載量4.5トン未満**の自動車を運転することができます。
- 受験資格は普通免許と同じ**18歳以上**で、普通免許を受けていなくても**取得可能**です。

「準中型免許」が新設されるのは、なぜ？

- ★ 近年、貨物輸送で使われることが多い最大積載量2トン程度の貨物自動車が、保冷設備等を付けるなどして車両総重量が5トン以上になり、普通免許では運転できないというケースが増えています。
- ★ 現在、こうした車を運転するには中型免許が必要ですが、中型免許の取得可能年齢は20歳以上で、高校新卒者などは20歳になるまで運転できないため、高校新卒者などの就職や運転手の確保などに影響が出ています。これらの問題を解決するため、18歳以上で取得できる「準中型免許」が新設されます。

2 普通免許で運転できる自動車の範囲が狭まります

- 「準中型免許」の新設に伴い、普通免許で運転できる自動車の**車両総重量・最大積載量**が5トン未満・3トン未満から**3.5トン未満・2トン未満**に引き下げられます。
- これにより、改正後（平成29年3月12日以降）に取得する普通免許では、貨物輸送でよく使われる自動車の多くは運転することができなくなります。



改正後に取得した普通免許で**運転できるのは**
車両総重量3.5トン未満

中型免許・大型免許は、改正前、改正後のどちらで取得しても、運転できる自動車の範囲は同じです

3 改正前に取得した普通免許で運転できる自動車の範囲は、改正後も変わりません

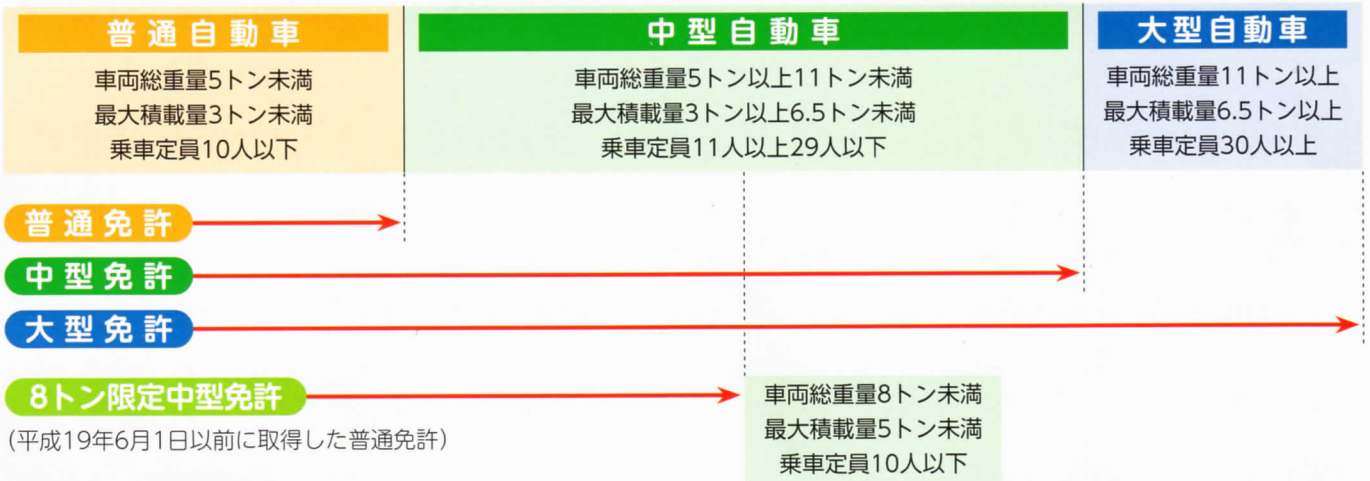


改正前に取得した普通免許は、**車両総重量5トン未満**を引き続き運転可能

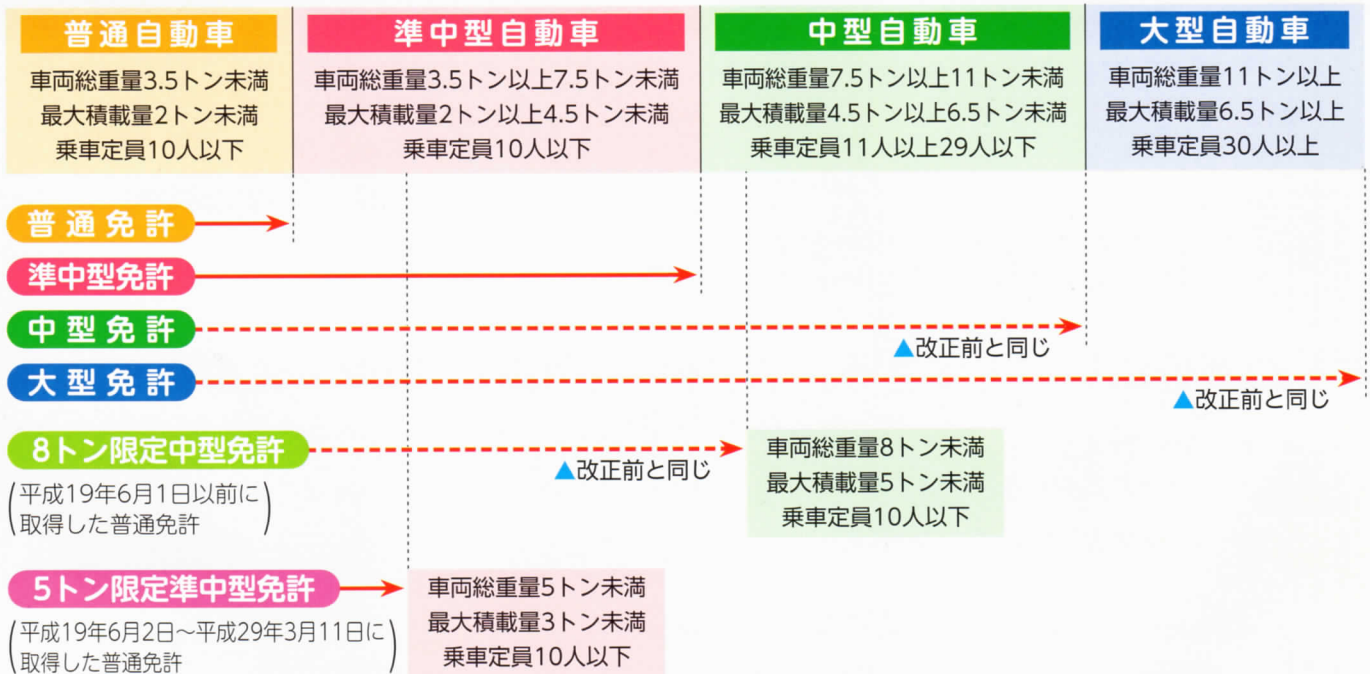
- 改正前（平成19年6月2日～平成29年3月11日）に取得した普通免許は、改正後、車両総重量5トン未満・最大積載量3トン未満の自動車を運転することができる**5トン限定準中型免許**とみなされ、改正前に運転することができた自動車を引き続き運転できます。
- また、改正後に限定解除審査を受けて合格すれば、「準中型免許」に変更することができます。
- ※ 中型免許の新設（平成19年6月2日）よりも前に取得した普通免許は、平成19年6月2日以降、車両総重量8トン未満・最大積載量5トン未満の自動車を運転することができる「8トン限定中型免許」に変更されています。

改正にかかわる自動車の区分と各免許で運転できる自動車の範囲

改正前



改正後



※車両総重量、最大積載量、乗車定員が、一つでも異なる自動車の区分の基準に当てはまる場合は、より大型の自動車に区分されます。たとえば、改正後の自動車の区分では、最大積載量が2トン未満の自動車でも、車両総重量が3.5トン以上7.5トン未満の場合は、普通自動車ではなく準中型自動車に区分されます。

※各免許では、上図で示した自動車のほか、小型特殊自動車と原動機付自転車を運転することができます。

※第二種免許の区分は改正後も従来通り普通・中型・大型の3区分で、準中型の旅客自動車（バス・タクシーなど）を旅客運送のために運転する場合には中型第二種免許が必要です。

改正にかかわる各免許の受験資格

改正前

- ◆普通免許……18歳以上
- ◆中型免許……20歳以上で、普通免許または大型特殊免許の期間が通算して2年以上
- ◆大型免許……21歳以上で、中型免許、普通免許または大型特殊免許の期間が通算して3年以上

改正後

- ◆普通免許……18歳以上
- ◆準中型免許…18歳以上
- ◆中型免許……20歳以上で、準中型免許、普通免許または大型特殊免許の期間が通算して2年以上
- ◆大型免許……21歳以上で、中型免許、準中型免許、普通免許または大型特殊免許の期間が通算して3年以上

※免許を保有していない人が指定自動車教習所で準中型免許を取得する場合の教習時限（1時限は50分）は68時限で、普通免許（AT限定を除く）を取得する場合の教習時限は60時限です。

その他の改正のポイント

1 初心ドライバーはマークを表示しなければなりません

- 「準中型免許」取得後1年に達しないドライバーは、準中型自動車を運転するとき、初心者マークを車体の前面と後面に表示しなければなりません。

罰則 2万円以下の罰金または料料、過失同じ 反則金 6,000円 違反点 1点

- ※「準中型免許」取得後1年未満でも、普通自動車を運転するときはマークを表示する必要はありません。
- ※普通免許を2年以上保有してから「準中型免許」を取得した人はマーク表示義務の対象外です。



初心者マーク
(初心運転者標識)

2 「初心運転者期間制度」の対象になります

- 「準中型免許」取得後1年以内に、違反をして一定の基準に達したドライバーには初心運転者講習が行われます。
- 初心運転者講習を受けなかった場合は、再試験が行われ、再試験で不合格になったり、再試験を受けなかった場合は、免許の取消し処分を受けます。

- ※普通免許を2年以上保有してから「準中型免許」を取得した人は制度の対象外です。
- ※初心運転者講習を受けても、「準中型免許」取得後1年以内に再び一定の基準に達した場合は、再試験が行われます。



3 重度の聴覚障害がある人も「準中型免許」を取得できます

- 「準中型免許」は、聴力が一定の基準に達しない人も取得できます。ただし、聴力が一定の基準に達しない人が準中型自動車や普通自動車を運転するときは、以下の①②を守らなければなりません。

- ※聴力が一定の基準に達しない人…補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない人。

① 聴覚障害者マークを車体の前面と後面に表示する。

罰則 2万円以下の罰金または料料、過失同じ 反則金 6,000円（準中型自動車）
4,000円（普通自動車）
違反点 1点



聴覚障害者マーク
(聴覚障害者標識)

② 車両の斜め後方にある死角を解消するために、乗用車の場合は車内にワイドミラーを取り付け、貨物車の場合はサイドミラーに補助ミラーを取り付ける。

罰則 3月以下の懲役または5万円以下の罰金 反則金 9,000円（準中型自動車）
7,000円（普通自動車）
違反点 2点

4 「高速国道での最高速度」は時速100キロです

- 「準中型自動車」が高速自動車国道を走行する場合の法定最高速度は、普通自動車と同じ時速100キロです。



5 「反則金」「放置違反金」の額は中型・大型自動車と同じです

- 「準中型自動車」の反則金や放置違反金の額は、中型自動車や大型自動車と同額です。
- また、ドライバーが規定の違反行為を繰り返した場合などに自動車の使用者に命じられる「自動車の使用制限」の期間の上限も中型自動車や大型自動車と同じ「3カ月」です。

※このチラシに掲載されている写真の自動車はイメージです。(実際の自動車の区分と厳密に合致するものではありません)

UDFONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

●このチラシの掲載内容の無断転載・無断複製を禁じます。(インターネット上の掲載を含む)